

申請受付中もしくは、今後申請受付が行われる「感染拡大防止協力金」一覧表

(令和3年3月29日現在)

名 称	支給額	申請期間	主な申請要件 ※詳細は、ポータルサイトや申請受付要項をご確認ください。
令和3年2月8日から 3月7日実施分	一店舗当たり、 168万円 (1日6万円)	<u>令和3年3月26日(金)</u> <u>～4月26日(月)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都における緊急事態措置等」により、営業時間短縮の要請を受けた都内全域の飲食店等（大企業が運営する店舗も含む） ○夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに酒類の提供は11時から19時までとすること ○対象期間において、営業時間の短縮に全面的にご協力いただくこと ○ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗ごとに掲示していただくこと
令和3年3月8日から 3月31日実施分	一店舗当たり、 124万円 ※営業終了時間が夜 20時～21時ま での店舗は、一店 舗当たり84万円	未定	<ul style="list-style-type: none"> <u>○緊急事態措置期間（3月8日から3月21日まで）の対応</u> 夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は11時から19時までとすること <u>○段階的緩和期間（3月22日から3月31日まで）の対応</u> 夜21時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮すること ⇒段階的緩和期間における酒類の提供は、11時から20時までとする ⇒段階的緩和期間への移行により、営業時間の短縮要請の対象に該当しなくなった店舗（従来の営業終了時間が夜20時から21時までの店舗）については、令和3年3月8日から3月21日までの間、全面的に時短要請にご協力頂いた場合、一店舗当たり84万円を支給します。 ⇒<u>申請に当たっては、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任</u>の上、登録いただくことが必要となります。 ○ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗ごとに掲示するとともに、より一層の遵守に向けて、取り組んでいただくこと
令和3年4月1日から 4月21日実施分	一店舗当たり、 84万円	未定	<ul style="list-style-type: none"> ○リバウンド防止期間において営業時間短縮の要請を受けた都内全域の飲食店等（大企業が運営する店舗も含む） ○<u>従前夜21時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供を11時から20時までとすること</u> ○要請対象の全期間（4月1日から21日まで）において、営業時間の短縮に全面的にご協力いただくこと ○ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗ごとに掲示すること ○<u>申請に当たって、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録いただくこと</u>

※感染拡大防止協力金の申請は、それぞれの期間で、別々に申請する必要がありますので、申請漏れがないようご注意ください。